



# 町報 岡垣

所 役 者 守 荘  
行 町 任 辻  
発 垣 資  
岡 垣 町 長

とどいたら、まず、とじましよう

## 岡垣町部落解放 秋期講座開催

### 一、目的

部落差別は未解放地区住民にとつて極めて深刻な人権の侵害であり、憲法で保障されている基本的人権問題である。

このことから部落問題を全町民のものにするため、差別の実態を正しく学習し、一切の差別をなくしていくため、そして人権意識を高めるために部落解放秋期講座を実施するものである

### 二、名称

「第一回岡垣町部落解放秋期講座」

### 三、日時

昭和49年12月14日(土)

13時より

### 四、会場

岡垣町中央公民館大ホール

### 五、演題

「部落問題とは何か」

### 六、主題

!!部落問題をみんなのものにするために!!

皆さんの家庭へ配布しました同和対策提票のまえがきに国民の責

上記写真は高倉にて

提供者 西高陽区

田中陸生氏

### 務として

「すべて国民は、同和对策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和对策事業の円滑な実施に協力するよう務めなければならない。」と同和对策事業特別措置法第三条を引用し、この重大な国民的課題の

## 内浦・原地区の 地籍簿の閲覧告示

地籍調査実施に際しましては、委員及び関係者の御協力により内浦・原地区においては順調に事業の遂行をみています。このことについて、深く感謝いたします。

ついでは一筆ごとの調査が完成いたしましたので、昭和四十九年十一月二十五日より十二月十五日まで、左記により閲覧をしておりますので土地所有者は全員もれなく印鑑持参の上、閲覧下さるようお願い申し上げます。

一、岡垣町大字内浦・原地区の地籍簿及び地籍図の閲覧  
二、閲覧期間  
昭和四十九年十一月二十六日より

実践には...と述べられています。

この同和对策提票を熟読されているものと考えますが、未だに差別が現存しているとき、部落問題を自分自身のものにし、自己変革をするには、差別の本質を学び、差別の現実を深くとらえること以外にありません。

このときに、岡垣町部落解放秋期講座が開催されますので、住民の方は多数参加されるようお願いいたします。

昭和四十九年十二月十六日  
で(二十日開)

### 三、閲覧の場所

岡垣町役場内

但し十二月二日より十二月六日まで五日間は内浦公民館にて、十二月九日より十二月十三日は原公民館にて出張閲覧します。

### 四、閲覧時間

期間中毎日九時より十七時迄

### 五、閲覧の結果

誤り等の申し立ては、書面によることになっております。尚中立用紙は閲覧の場所でお付けします。

企画振興課

国土調査係

# 岡垣町上水道業務の公表

水道事業管理者 岡垣町長 辻 守 荘

## 昭和四十八年度決算の状況

### 一、事業の概況

岡垣町は、北九州市の近郊町として、年々住宅地が造成され人口が急増しているところであり、このため水道給水量も増加の一途をたどり、すでに既水道施設では給水限度を越える状況となっております。

昭和四十八年度における給水状況は、特に、夏季において、異常天候と黒山水源の枯渇により、約一ヶ月にわたり時間給水をよぎな

### (1)主な工事の概況

工事各	工事内容	金額
糖塚水源工事	さく井工事並びに仮配管工事	五、七六四千元
黒山水源工事	同	三、六九三千元
実施設計	第三次拡張事業実施設計	九、〇三三千元
水源調査	吉木、黒山、糖塚地区テストボーリング	三、〇〇〇千元

### 二、会計決算の状況

(2)業務の状況(49.3.31日現在)

イ、行政区域内人口 二〇、〇〇九人

ロ、行政区域内戸数 五、二六六戸

ハ、給水人口 一五、五八七人

ニ、給水戸数 四、一〇三戸

ホ、普及率 七八%

ヘ、年間総配水量 一、〇三二、〇〇〇㎥

ト、月平均配水量 八五、九二〇㎥

公営企業である水道事業は、特別会計で独立採算制となつていますが、したがって、事業に要する経費はすべて水道料金の収入によってまかなうことになるわけですが、しかしこの事業が、直接日常生活に密着した公共性にかんがみ、料

金はできるかぎり低額にすることが適当であります。町では毎年水道事業に対して一般会計からの繰出しを行ない、収入不足による料金の引上げをおさえてきたところであり、昭和四十八年度においては、一般会計から収益的収支予算に一二、三五九千円、資本的収支予算に二〇、六四一千元、合計三三、〇〇〇千円の繰出しにもかかわらず、昨年秋季以降の物価高騰などにより、収益的収支で四、〇七〇千円の赤字決算になりました。これをさらに給水一㎥当りの料金収入と支出経費の割合で示しますが、別図のように一㎥当り支出経費(給水原価)が、六四円一六銭に対して料金収入は四五四六銭となつており実質的な収支は給水一㎥に対して差引一八円七〇銭の赤字であるといえます。

予算面における今後の見とおしは、これらの状況に加えて、引続く物価高騰と、昭和四十九年度から実施する水道事業第三次拡張事業による大幅な財政負担の増加で、きわめて厳しい状況といわざるをえません。このような状況から昭和四十九年度から、やむをえず料金の引上げを行なつたことはすでに周知のとおりであります。健全な財政の運営なくして水道事業の円滑な発展はありません。

今後共よりいっそう安定した水の供給ができるよう、町民みなさんのあたたかい御理解と御協力を切に願ひします。

## 昭和48年度岡垣町水道事業特別会計決算

### 2、基本的収入及び支出(建設関係予算)

単位千円

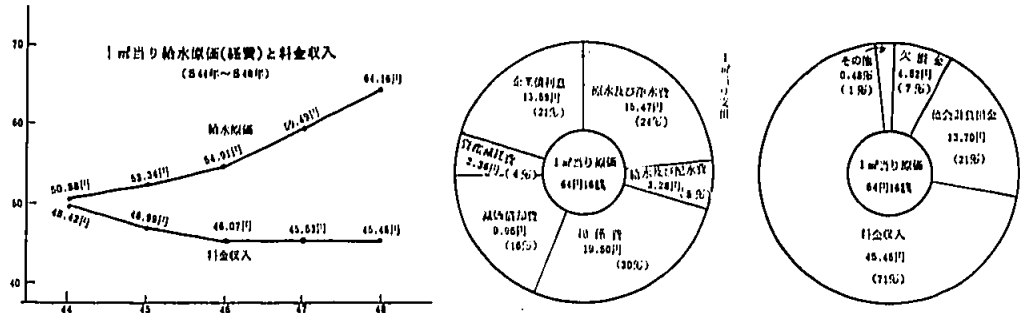
### 1、収益的収入及び支出(営業関係予算)

単位千円

収入		支出		収入		支出	
区分	決算額	区分	決算額	区分	決算額	区分	決算額
1.他会計出資金	20,641	1.建設改良費	24,825	1.営業収益	41,126	1.営業費用	45,599
他会計出資金	20,641	量水器購入費	999	給水収益	41,003	原水及び浄水費	13,949
2.国庫補助金	9,423	固定資産購入費	73	その他の営業収益	123	給水及び配水費	2,955
国庫補助金	9,423	水源施設工事費	9,458	2.営業外収益	12,658	総係費	17,592
		第三次拡張事業調査費	12,521	受取利息及配当金	198	減価償却費	8,978
		戸切百合野水道布設費(前年度繰越分)	1,774	他会計負担金	12,359	資産減耗費	2,125
		2.企業債償還金	3,545	雑収益	101	2.営業外費用	12,255
		元金償還金	3,545	収入合計	53,784	支払利息	12,255
合計	30,064	合計	28,370			支出合計	57,854

差引不定額 4,070千円は損益勘定留保資金で補てんした。

### 昭和48年度1㎡当り 原価に対する収支比率



## 上水道第三次 拡張事業

### 本年から着工

住宅地等の開発によって年々給水人口が増えつづけていますが、将来共さらに給水人口の増加が予想されます。又長年の懸案であった未給水区域の給水についても、これらの地区で飲料水不適、もしくは非戸水の枯渇などで非常に深刻な状況になっているところが多く、早急に給水を行う必要があります。

町では、給水人口の増大、給水区域の拡大による需要の大幅な増加に対処するため、昭和五十二年度末給水人口三二、五〇〇人、一日最大給水量六、七五〇㎥を目標に、上水道第三次拡張事業を行います。これに要する費用は、約一三億一千万円に達するほど大なるもので、本年度から三ヶ年計画で実施します。

本年度に施行する事業の内容は次のとおりです。

- 一、黒山水源施設工事 (六九、〇〇〇千円)
- 二、糠塚水源施設及び導水管工事 (九一、八二〇千円)
- 三、浄水場施設工事 (二五、五〇〇千円)
- 四、高尾配水池及び送配水管工事 (一七、七、六〇〇千円)

五、その他 (二五、〇〇〇千円)  
合計 六一九、九二〇千円

## お互いの人権を尊重し

### 平和で明るい生活を

この内黒山水源施設工事は、本年七月すでに完成しました。糠塚水源関係についても、本年十二月には完成の予定です。

尚本年度の事業に要する費用は、防衛庁水道整備補助金約一億一千万円、のこりの全額を企業債で補てんの予定です。

理由なく無理を強いられたり、人格を無視されたりして悩んでいられる人はありませんか、又農地、借地借家、金銭貸借、戸籍、登記その他家庭内のいざこざで心配されている場合

その他一般の法律問題で苦しみ悩んでおられる方は御遠慮なくお出で下さい。

人権擁護委員はあなたの味方です。

私達の憲法は「国民はすべての基本的人権を妨げられない」とい、また「すべての国民は個人として尊重される」と定めてあります。国民はみな、法の下に平等であるばかりでなく、特に生命や自由や幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他国政の上で最大の尊重が必要とされております。

しかし、このような自由と権利は、ただ与えられるというのではなく、憲法がおしえるように「国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」のであります。

わたくし達の人権を守るのは、わたくし達自身です。そして、自分の人権を守ろうと思えば他人の人権を尊重せねばなりません。

先ず、自分のまわりでお互いに

人権を尊重し合うとともに、ひとたび人権が侵されたときは、あくまでこれを是正していくことが、わたくし達みんなのつとめであり、ます。

**無料人権相談所開設!**

もしあなたの身のまわりに

相談日時 十二月九日  
午前一〇時から  
午後三時まで

相談場所 岡垣町公民館東部分館(海老津)

相談を担当 福岡法務局北九州支局職員  
人権擁護委員

## 都市と農村を一つに結ぶ

### 第一回福岡県農業まつりの開催について

1 趣旨

最近農業は、きびしい環境におかれています。その将来には、大きな期待が寄せられております。

そこで今後さらに農業経営、農業技術の向上をめざし、農業が飛躍的に発展することを願い、さらには都市生活者を含めた全県民が相互理解のうえにたつて、農業を見直し、豊かな農村を築き、みんなの「ふるさと福岡」を保全する

行 事 名	期 日	会 場	行 事 内 容
(中央行事) 開会式 祝賀パレード 体験発表 表彰式 閉会式	11月30日 12月2日	福岡市中央区天神4丁目 福岡県農協会館5階ホール	市中パレード 福岡県農業賞受賞者の実績発表 福岡県農業賞各審査専門委員会の審査に合格した農業者及び団体の表彰
(地方行事) 農畜産物品評会 農業機械展示実演会 農畜産物展示即売会 農畜産物試験試食会 まつりの広場	11月30日 12月1日	北九州会場 北九州市小倉北区 大手町 北九州総合展示場	郷土芸能 豊前市岩中神楽 添田町野田神社獅子舞 小倉祇園太鼓 木屋瀬宿場おどり

ため県民総参加の祭典として、都市と農村を一つに結ぶ「第一回福岡県農業まつり」を盛大に実施することにになりました。

2 主催等  
農業まつりの開催につきまして、県・市町村・農業団体等で構成される「第一回福岡県農業まつり実行委員会(会長福岡県知事亀井光)」が主催することとなりますが、協賛として、この趣旨に賛同される団体等のご協力を得て、実施されることとなります。

## 昭和四十九年秋季 全国火災予防運動実施

期 間 昭和49年11月26日から  
昭和49年12月2日まで

火の取扱いについては十分に注意しましょう

(生活の一部にしよう 火の点検)  
火事・救急は遠賀郡消防署 一一九番へ!!

3 行事  
農業まつりの行事は、中央行事と地方行事に分かれ、実施されることとなりますが、その内容は次のとおりであります。

## 准看護婦学生募集

### — 遠賀中間医師会准看護学院 —

現代社会の中で看護婦は最も尊敬され、また期待される職業です。なによりも優しく、しっかりした心が必要とする看護婦の仕事は女性にふさわしく、みんなから喜ばれる職業です。

生涯の専門職業として自分自身のためにも、社会のためにも役立つ立派な看護の道をお選び下さい。

① 募集人員 四十名  
② 教育期間 二ケ年

- ① 入学資格 中卒高卒それと同等以上の資格ある者、年齢制限なし
  - ② 願書受付 自昭和49年12月1日至昭和50年2月12日
  - ③ 入学試験 昭和50年2月13日筆記(国語(作文も含む) 社会)
  - ④ 面接・身体検査 昭和50年2月14日
- 受験手続き等、詳しいことは、各医院、又は看護学院(電話三三四六三)へお問い合わせ下さい
- ※合格者で就職未定者は、学院で職場を斡旋致します。

## あなたの銃が 狙われていきます!!

(尚勤労学生に有利な学校です 家庭の主婦で意欲のある方は進んで応募して下さい。年々そういふ方が増えていきます。)

※福岡県より月額三、〇〇〇円、

医師会より五、〇〇〇円貸与する奨学金制度もあります。

※当学院では福岡県の資格試験は開校以来一〇〇%の合格率です。

- 十一月からいよいよ狩猟解禁となりました。許可を受けて猟銃を持っている皆さんは、今楽しい予定などをたてられているところだと思います。
- しかしその前にちょっと次のことに気をつけて下さい。
- 1、銃の携帯、運搬について
    - 狩猟免許をとならなければ狩猟はできません。
    - 猟銃等は許可にかかると用途に供する場合、その正当な理由がある場合を除いては携帯し又は運搬することができません。
    - 猟銃等を携帯、運搬するときには、おおいをかけるか、容器に入れなければなりません。
    - 法律の規定により銃猟する場合は、空気銃を装てんしておいてはいけません。
    - 2、狩猟の方法について
      - 保護区、休猟区、公道、杜寺境内、墓地、農林大臣の指定する公園その他これに類する
  - 3、銃の保管について
    - 最近猟銃が次々と盗難にかかっています。
    - 皆さん、今一度自分の猟銃保管状況は大丈夫かどうか次のことを点検して盗られないための工夫を考えて下さい。
    - 家の戸締りは大丈夫でしょうか。
    - 銃は保管庫を設け、人目につきにくい所に厳重固定し、必ずその中に入れ、施錠して保管していますか。
    - 保管庫の鍵は必ず別の場所に人目のつかない所に保管していますか。

○銃は分解し、くさり銃を施して  
いますか。

○実包は自宅に保管している  
と事件事故に結び付きまずの  
自宅に置かないようにしまし  
よう。(もし残弾を持ってい  
よう。)

たから出来るだけ銃砲店に保管  
を依頼しましょう。

もし盗難にかかったら直ちに  
警察(一一〇番)に連絡しまし  
よう。

折尾警察署

### 泣き寝入りせず

## たのもう檢察審査会

罪を犯した人に刑罰を科するの  
は裁判所の役目である。しかし、  
裁判所が審理を始めるためには、  
まず檢察官が事件を裁判所へ起訴  
しなければならぬ。ところが事  
件を起訴するかしないかは檢察官  
にまかされていて、捜査の結果、  
起訴しても有罪になるだけの証拠  
が不十分な場合や、証拠があつて  
もいろいろの情状から、あえて被  
疑者を起訴しないこと(不起訴)  
ができることになっている。

このように檢察官の仕事はたい  
へん重要な仕事で檢察官は常に厳  
正公平に仕事するように心がけて  
いるが、たくさん事件の中には  
調べが足りなかったり判断を誤っ  
て起訴すべき事件を不起訴処分に  
するようないふことが絶対には  
ない。

そこで、このような場合に檢察

官の不起訴処分が正しく行なわれ  
ているかどうかを審査するのが、  
この檢察審査会である。犯罪に  
よつて被害を受けた人で檢察官の  
不起訴処分に納得できないかた  
は、この檢察審査会にその処分の  
当否の審査を申し立てることので  
きることになっている。

檢察審査会は、有権者の中から  
くじで選ばれた十一人の審査員に  
よつて構成されており、会議を開  
いて檢察官から不起訴事件の捜査  
記録をとり寄せて調べるほか、必  
要があれば申立人や被疑者、目撃  
者その他の証人を呼んで尋問し、  
また、事故の現場を実地に見分し  
たり、専門家の助言を求めること  
ができることになっている。

審査の結果、檢察官の不起訴処  
分に誤りがなく、相当だといふこ  
とになれば、「不起訴相当」とい  
う議決がされる。これに反し、捜  
査が不十分で、もっと事実関係を

調べてみなければ簡単に不起訴の  
結論を出せないはずだといふよう  
な場合には「不起訴不当」とい  
う議決がなされる。さらに進んでこ  
の事件は起訴に踏み切るべきだと  
いうことが審査員八人以上の多数  
の意見である場合には「起訴相当  
」という議決がなされる。議決を  
したときは、理由を付した議決書  
を作成し、これを、不起訴処分を  
した檢察官を指揮監督する検事正  
(地方檢察庁の最高責任者)に送  
られる。これを受けとつた検事正  
は、議決を尊重し、これを参考と  
して再考の結果、やはり起訴する  
のが相当だといふ考えに達すれ  
ば、起訴の手続をとることになる  
このように、檢察官が一度は不起  
訴処分にした事件でも檢察審査会  
で「起訴相当」の議決がなされた  
ために、さらに捜査を行なつて事  
件を起訴し、その結果、有罪の判  
決が下された事例は数多くあるし  
なかに判決で懲役八年といふ重  
い刑が言い渡された例もあるとい  
う。

なお、檢察審査会の事務局は、  
おもに全岡の地方裁判所とその主  
な支部の中にあり、申立てにはい  
つさい費用は不要。

北九州市小倉北区金田二丁目四

番一号

福岡地方裁判所小倉支部内

小倉檢察審査会事務局

電話〇九三 五六一 三四三一

七八〇三

## 新興団地等における

### 特別防犯活動

十一月一日〜十二月三十一日

昭和四十八年中における県内の  
侵入盗犯は、九二六五件発生して  
おり、このうち、あき果ねらいは  
四一六九件で全体の四五%とその  
大半を占めています。

最近では、あき果の居直りによ  
る殺人や痴漢に襲われて殺される  
という事件も県内に多発してい  
る。

折尾署管内でも住宅、団地等が  
増えているため、あき果の被害も  
多くなり、  
本年一月〜八月まで  
二九四件の発生

で、昨年同期の二四七件に対して  
四一件、十七%も増加し、前記の  
ような殺人事件の発生も心配され  
ています。

このようことから管内三五の

折尾警察署

## 議会だより

第三回定例会は九月二十五日招  
集され、会期は十月七日まで十三  
日間と決定、次の議案が審議され  
原案可決となる。

議案第六三号

岡垣町乳幼児医療費の支給に関す  
る条例

(厚生経済委員会付託継続審査  
となつていた分) (原案可決)

議案第六四号

岡垣町重度心身障害者医療費の支給に関する条例

(原案可決)  
厚生経済委員会付託継続審査となっていた分 (原案可決)

議案第六六号  
教育委員の任命について

岡垣町大字山田四〇一ノ一 堤 成 基

昭和七年十二月一日生

(原案可決)

議案第六七号

岡垣町立小中学校設置条例の制定について

(原案可決)

議案第六八号

岡垣町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第六九号

岡垣町税条例の一部を改正する条例 (特別土地保有税の基準面積が都市計画区域指定町村については五、〇〇〇平方米とされているため

(原案可決)

議案第七〇号

岡垣町職員定数条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第七一号

昭和四十九年度岡垣町一般会計補正予算(第二号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二一九、二二〇、〇〇〇円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ一、六五四、三八三、〇〇〇円とする

〇〇円とする

(原案可決)

議案第七二号

昭和四十八年度岡垣町水道事業特別会計決算認定について

(原案可決)

議案第七三号

岡垣町土地開発公社に関する定款の一部を改正する定款

(原案可決)

議案第七四号

岡垣町職員の私有車の公務使用に関する条例

(原案可決)

議案第七五号

内浦小学校講堂鉄筋改築一級防音工事の請負契約について

(原案可決)

議案第七六号

土地改良事業の施行について

(原案可決)

議案第七七号

三吉地区の土地改良事業施行のため

(原案可決)

議案第七八号

岡垣町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第七九号

岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第八〇号

岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第八一号

岡垣町特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

社会情勢及び贈物価の上昇のため、特別職報酬等審議会に諮問し答申を得たので提案するもの

(原案可決)

議案第八二号

岡垣町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第八三号

岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第八四号

岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第八五号

人事院勧告にもとずき、国家公務員の給与改訂に準じ改めるもの

(原案可決)

議案第八六号

岡垣町特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第八七号

社会教育指導員を設け、本町社会教育を充実するため

(原案可決)

議案第八八号

岡垣町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

議案第八九号

社会情勢及び贈物価の上昇並びに他町との均衡を計るため

(原案可決)

議案第九〇号

特定地域開発就労事業請負契約について

(原案可決)

議案第九一号

特定地域開発就労事業請負契約について

基地周辺民生安定事業、吉木一什王堂線舗装工事請負契約について

(原案可決)

議案第九二号

北九州市八幡区洞南町一ノ三 三共建設株式会社

工期 昭和49年9月20日より

昭和50年1月31日まで

(原案可決)

議案第九三号

基地周辺民生安定事業、手野一山の口線舗装工事請負契約について

(原案可決)

議案第九四号

岡垣町大字海老津 小西建設株式会社

工期 昭和49年9月19日より

昭和50年1月31日まで

(原案可決)

議案第九五号

特定地域開発就労事業請負契約について

(原案可決)

議案第九六号

特開事業戸切小学校グラウンド造成工事面積二、七三二立方メートル

(原案可決)

議案第九七号

遠賀町大字今古賀 高山建設株式会社

工期 昭和49年7月1日より

昭和50年3月25日まで

(原案可決)

議案第九八号

以上の議案は町長の提案したもので意見第三号

生活保護基準の大幅改定に関する意見書について

(原案可決)

厚生大臣宛

日雇健康保険の改善に関する意見書について

(原案可決)

厚生大臣宛

(原案可決)

議案第九九号

失業対策事業資金の大幅改定に関する意見書について

(原案可決)

労働大臣宛

(原案可決)

議案第一〇〇号

雇用失業対策の強化、失業対策事業の拡充に関する意見書について

(原案可決)

内閣総理大臣

(原案可決)

労働大臣宛

(原案可決)

大蔵大臣

(原案可決)

以上四件の意見書は議員提案したものである

議会議務局

### 町民の動き

(10月分)

人口	二〇・五八九人
前月比	増 五一人
世帯	五・四六一世帯
前月比	増 二九世帯

# 岡垣町 保育所 入所受付

## 入所受付

昭和五十年年度保育所入所受付を左記の要領で行います。

一、入所申込先 役場 民生課

二、入所人員 一六〇名 (岡垣町保育所一〇〇名、中部保育所六〇名；吉木旧役場跡建設中)

三、提出書類

一、保育所入所申請書

二、源泉徴収票又は勤務証明書

三、提出書類

四、内職証明(内職の斡旋先か)



岡垣保育園児寒風まさつ

四、受付期間  
一月五日から一月二〇日まで  
但し右受付期間は四月一日より入所希望の児童のみで、その後の入所については年中受付していません。

五、児童の年齢

一年三ヶ月以上より就学前まで  
保育所に入所できる児童は国の措置基準によって決められていますので主旨を充分御理解の上、申請書の提出をお願いいたします。尚入所申請用紙は民生課、保育所、東部出張所に用意しております。申請書提出の際は必ず保護者が持参して下さい。

家庭調査、身体検査の上、入所決定を行います。

(措置基準)

- (1)、家庭外の労働  
児童の母親が、昼間家庭の外で仕事することが普通で、児童の保育ができない場合。
- (2)、家庭内の労働  
児童の母親が昼間家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をすることが普通で、児童の保育ができない場合。
- (3)、母親のいない家庭  
母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により母親がいない場合。
- (4)、母親の出産、病氣等  
母親が出産の前後であって児童の保育ができない場合。

(5)、病人の看護等  
その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人があるため、母親がいつもその養護にあたるため、児童の保育ができない場合。

(6)、家庭の災害  
火災、風水害、地震等の不幸があり、その家失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。

保育所に入所できる児童は以上のいづれかの事情にある家庭の場合に限られ、(1)と(5)までの場合においても、その家庭の母親以外の方が児童の保育にあたることでできる場合は除かれます。

尚、一月二〇日以後の受付は四月一日より入所できませんので予め御承知下さい。

## 第一回

### 新年揮毫展作品募集

このたび、高倉神社奉納「新年揮毫」の作品を次の要領で募集いたしますので、多数出品をお願いいたします。

#### 応募要領

#### ◎一部 小学生の部

- 一年「つる」 二年「おみや」
- 三年「おとし玉」 四年「七ふく神」 五年「美しい心」 六年「元氣な子」

以上楷書

#### ◎二部 中学生の部

- 一年「春光万里」 二年「背雲の志」 三年「福自天下」
- 一、二年楷書、三年行書
- 一、二部とも次のことを守り

ください。

- 1、作品には、性または名を明記のこと
- 2、裏に鉛筆で、校名、学年、姓名を名記のこと。

#### ◎共通事項

- 用紙 半紙
- 参加料 一点つき二〇〇円
- 褒賞 個人賞 特別賞
- 作品提出先 岡垣町高倉神社々務所 電話④四七四五
- 提出期限 昭和四十九年十二月十五日(日)必着のこと
- 入選発表 作品提出責任者あて通知(銅賞以上)

# 「税」 主婦のパートと税金

最近では女性の勤労意欲の前まりを反映して、パートで働く主婦が多くなっています。主婦がパートで働く目的は、レジャー資金やマイホーム資金などさまざまですが、なかには社会とのふれあいを持たために働くという方もおられるようです。

ところで、収入のあるところについてまわるのが税金の問題です。そこで、主婦がパートで働いたときの収入と所得税の関係について説明しましょう。

所得税は、一年間の所得金額から配偶者控除、扶養控除、基礎控除、生命保険料控除など十四種類の所得控除を差引いた残額に税金がかかるしくみになっています。夫からみれば、配偶者控除は妻についての控除といえますが、昭和四十九年分では、二十三万二千五百円となっています。しかし、配偶者控除は配偶者に一定額以上の

(その他について) は賞状の発送もつてかえる  
昭和五十年一月十二日(日)午後一時  
時高倉神社高峰館

展示は、銅貨以上を一月九日より十七日まで高峰館にて行なう  
※参加料は、書道上達祈願料として神納いたします。  
主催 高倉神社  
後援 岡垣町教育委員会

## 所得があるときは、差引くことができます。したがって、主婦のパートによる所得が一定額以上のときは、夫の所得から配偶者控除を差引くことができます。

配偶者控除が受けられる所得の限度は、主婦のパートなどの所得の場合、ほかに所得がなければ年間二十万円です。パート収入はふつう給与所得となりますから、収入から給与所得控除を差引いたものが所得となります。

したがって、パートによる所得二十万円給与所得は控除を差し引く前の年間収入で六十三万七千五百円に相当しますから、一か月の平均収入が約五万三千五百円以下のときは、夫の所得税の計算のときに配偶者控除が受けられることとなります。

また、収入がもっと多くなり、年間六十七万円を超えたと、給与所得控除を差引いた残りが、基礎控除額である二十三万二千五百円を超えることになり、主婦自身が独立して納税者となり、所得税を納めなければなりません。

以上のことをまとめますと、パート収入と所得税の関係は次のようになります。  
一、主婦のパート収入が年間六十三万七千五百円(月平均約五万三千五百円)以下であるときは、ほかに所得がなければ夫の所得から配偶者控除が受けられる。  
二、主婦のパート収入が年間六十三万七千五百円を超え六十七万円(月平均約五万五千八百円)

以下のように、夫の所得から配偶者控除を受けることはできないが、主婦のパート収入には所得税がかからない。  
三、主婦のパート収入が年間六十七万円を超えるときは、夫の所得から配偶者控除を受けることができないのはもちろん、主婦のパート収入に対して所得税がかかる。

※十二月は、固定資産税三期分納付月です。税は納付月に自主納付をお願いします。  
税務課

## 香典返しとして寄付

### 社会福祉協議会及び老人クラブ寿会へ

一、上海老津区故山口幸一殿 74才  
昭和49年9月29日死亡  
山口長殿より

才  
昭和49年10月5日死亡  
長迫 勝殿より

## 運転者と健康

(六)

◎ 疲れに打ち勝つ食事 (二)  
B<sub>1</sub>が不足すると食欲がなくなる

日本人は白米食のためB<sub>1</sub>が不足しがちであるから運転者は玄米食が望ましいが、これはなかなかむずかしいので強化米、強化麦を常食するとよい。B<sub>1</sub>の不足はイライラ短気、なげやり等、精神的な不安定を起す。そのほかB<sub>1</sub>の不足は、心臓が鈍り疲かれやすく脚気症状を起す。動物実験では全く胃の活動が停止していたことがある。粗暴運転や借号無視、追抜き、割りこみ等の原因が「白米めしの大盛りうどん」といった穀類の食べすぎやB<sub>1</sub>の不足から来ているのではないだろうか。一週間の食事記録をとって自己診断してみるとよいと思う。

B<sub>1</sub>で大切なことは、タンパク質が不足していると、B<sub>1</sub>をいくら補給しても体内で働かないことである。したがって、B<sub>1</sub>不足症状をおこさないためには、肉、大豆などタンパク質の多いものをとって食べるようにする必要がある。  
B<sub>1</sub>をせっかく摂取してもタンパク質の多い食物をたくさんとるとB<sub>1</sub>の消耗がはげしくなるから、ねむけが出やすい。B<sub>1</sub>が消耗することによって神経や筋肉の働きが鈍くなるうえに疲労をとりのぞく働きがおとろえてくる。さきに述べたように「大盛りめしうどん」のような穀類のとりすぎは安全運転のために是非やめてほしい。  
以下次号  
交通栄養学研究室編  
公民館